

令和8年第17回定例公安委員会会議録

開催日時 令和8年6月11日(木) 午前9時40分～午後2時35分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時0分

2 出席者

公安委員会 久本委員長 笠田委員 杉原委員

警察本部 梅田警察本部長 渡邊警務部長 渡邊首席監察官
山柘生活安全部長 細田刑事部長 宮田交通部長
永島警備部長 山田警察学校長 永井情報通信部長
生田警務部参事官

(事務局等～柳原公安委員会補佐室長、総務課員)

3 議題事項

令和8年度留置施設実地監査計画(警務部)

警察本部

実地監査は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律により、警察本部長は、職員のうちから監査官を指名して、各留置施設について、毎年1回以上、実地監査を行わせなければならないことが定められている。また、鳥取県警察留置管理に関する訓令において、警察本部長は、毎年度、実地監査計画を作成し、公安委員会の承認を受けなければならないと定められている。指名される職員は、留置管理業務を所掌する監察課長とし、監察課留置管理室長が代行できることとしており、県下全ての留置施設に対して、いずれかの職員が監査官として実地監査を行うこととなる。境港警察署については、本年4月1日に留置施設を完全閉場としたため、実地監査の対象から除外している。

実地監査計画は、重点項目、実地監査の時期、実地監査の方法などを定めることとされており、重点項目は、今年度警察庁が実施する巡察の項目と同一とし、留置施設の管理・運営が適切に行われているか、被留置者の処遇が適切であるか

などを監査することとしている。

次に、実地監査の実施時期についてであるが、常設留置施設については、本年8月から10月までの間、非常設留置施設は本年11月から令和9年1月までの間に実施を予定しており、方法については、監査官を含む2、3人の体制で留置施設の点検、書面監査、関係職員に対する聞取りを行うこととしている。また、監査の対象年度は令和7年度及び本年度としている。

実地監査の結果については、対象留置施設に対する実地監査終了後、結果を取りまとめたうえで、公安委員会に報告させていただく。また、実地監査において、改善を要する事項が認められた場合には、必要な改善措置を行い、留置管理業務の適正な推進を図っていく。

以上のとおり、御審議をお願いする。

委員

非常設留置施設の監査について、常設ではないものの、日々の教養等がおろそかになってはならないので、しっかりと行っていただきたい。また、留置施設の管理運営と被留置者の処遇に関する監査項目があるが、留置管理業務は単調な業務である中、被留置者の処遇、人権侵害の防止等、きめ細かな対応を行っていかなければならない。多様性が尊重される世の中で、その辺の対応も非常に難しくなっているが、しっかりとお願いする。

委員

留置施設では、外国人を含む様々な方の対応を行っていかなければならない。監査をしっかりと行っていただき、常設施設、非常設施設ともに、適切な留置管理業務が行えるようにしていただきたい。

委員

留置施設で勤務される職員にとって、被留置者の人権を守るなど、場内は緊張の続く現場であり、その中で適正な管理がなされているか確認するための大切な監査だと思う。今年度の監査をしっかりと行っていただくとともに、監査で指摘のあった事項がどの様に改善されたかという、フォローアップの内容についても監査終了後に報告していただけたらと思う。

委員

この実施計画で、よろしくお願いする。

4 報告事項

○公文書開示請求等の状況（令和8年1月～3月）（警務部）

○街頭活動時の暑熱対策及び水難事故対策（生活安全部）

○令和8年夏の交通安全県民運動の実施（交通部）

（1）公文書開示請求等の状況（令和8年1月～3月）（警務部）

警察本部

令和8年1月から3月の公文書開示請求について、公安委員会宛ての請求が0件、警察本部長宛ての請求が27件であった。また、保有個人情報開示請求については、公安委員会宛ての請求が0件、警察本部長宛ての請求が6件であった。引き続き、法律及び条例に基づき適切に対応していく。

委員

令和8年1月から3月の開示状況等について報告していただいた。大半が定例的な請求であり、その他を見ても、特段留意すべき請求はなかったものと聞かせていただいた。公文書開示請求等は県民の権利であることから、今後も条例等に従って、丁寧な対応をお願いする。

委員

中には開示できない内容もあると思うが、その辺りをしっかり判断していただき、開示すべき内容が開示できるよう、今後も適切な対応をお願いする。

委員

県民の知る権利と、個人情報保護のバランスを取る難しさを改めて感じた。規程に従って、肅々と対応していただくことが大切だと思うので、よろしく願いする。

（2）街頭活動時の暑熱対策及び水難事故対策（生活安全部）

警察本部

夏季を迎えるにあたり、猛暑の中、街頭で活動する地域警察官の健康を守りつつ、能率的な職務の執行を目的として、この度、全地域警察官に冷感タオルを支給した。この支給について、令和6年から各署に対して各署独自の暑熱対策について示達していたが、統一的な暑熱対策での実効性ある取組を行うため、全ての地域警察官に支給したものである。この冷感タオルは、一袋10枚入りの使い捨てのもので、着用すると肌温度を4.6度下げ効果を約1時間継続できるものである。また、長さ60センチ、幅30センチの大きさで、首に掛けて使用することができ、1枚ずつ個別包装のため、携帯が容易で衛生的というメリットがある。既に6月8日から運用を開始しており、運用開始に先立ち、6月1日に報道提供するとともに、ミニ広報紙、県警察公式Xでも広報している。現場の地域警

察官からは、「涼しい。」、「あるのとないのとでは大きく違う。」といった意見があった。

続いて、水難事故防止対策についてであるが、過去5年の水難事故発生状況において、例年11件から14件の間で推移しており、死者は令和3年が7人と多く、それ以降は2人から5人で推移している。昨年の全水難事故11件のうち、海で発生したものが9件で、その9件全てが海水浴場以外の海であった。また、昨年水難事故で亡くなった方は3人で、本年は既に1人の方が亡くなっている。水難事故防止対策として、役場、海上保安庁、消防と合同による水難救助訓練を実施しているほか、水難事故が発生した際に、あんしんトリピーメールによる広報を実施しているところである。今後、海水浴シーズンを迎えるにあたり、海水浴場を管轄する警察署において海水浴場やその周辺をパトロールすることとしている。また、サーフィン中の水難事故も発生していることから、6月14日に鳥取海上保安署と合同でサーファーを集めての救命や海難事故防止の講習を行うこととしている。

委員

暑熱対策についてであるが、先日、気象庁が酷暑日を設定したという内容の報道がなされたが、熱中症は命の危険に直結するものであり、しっかりと暑熱対策を行っていかなくてはならない気候となっている。以前は首にタオルを巻いているのは「だらしない」というイメージがあったが、現代の夏のことを考えると、暑熱対策は必須であり、国民県民の理解も進んでいるのではないかと思う。広報を行いながら、しっかりと対策を進めていただきたい。

水難事故防止対策については関係機関との連携が欠かせないことから、訓練等を通じ、今後も事故防止と発生時の対応をよろしく願います。

委員

暑熱対策について、特に地域警察官は、夏祭りの雑踏警備等で外に出る機会が多いことから、今後もアイデアを出しながら確実に行っていただきたい。水難事故対策についても、行政を含め、海上保安庁、消防等の関係機関との連携を引き続きお願いしたい。

委員

近年は暑い夏ではなく、危険な夏である。数ある暑熱対策の中で、効果的な対策を選ばれたと思う。防暑グッズの支給はもとより、職員に休憩を取らせたり、交代要員を出すなど、無理をさせない体制作りも是非お願いしたい。また、鳥取県は海や川など、様々な状況で水難事故が発生する可能性があることから、状況に応じた対策を行っていただきたい。

警察本部

令和8年夏の交通安全県民運動を、7月13日から7月22日までの10日間実施する。この時期は、暑さによる疲労感等から、漫然運転による交通事故の発生が懸念される。また、幼稚園や小中学校等の夏休みを迎える時期であることから、県民に広く交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼び掛け、交通事故防止の徹底を図ることを目的として行う。運動重点は「こども、高齢者及び障がい者の安全確保と思いやり運転の実践」、「自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」、「飲酒運転の根絶」である。

次に、期間中の主な行事予定等についてであるが、運動初日には鳥取警察署が交通安全運動開始式を実施後、警察音楽隊、交通安全協会等の関係機関とともにパレードを行う予定としている。また、各警察署においても、関係機関と連携した広報活動等を実施する予定としている。期間中の運動重点に沿った取組について、「こども、高齢者及び障がい者の安全確保と思いやり運転の実践」関係では、朝の通園、通学路における広報や交通指導取締りを行うとともに、本年9月1日に生活道路における法定速度が時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられることから、「生活道路は人が優先」ということが浸透する交通安全教育を実施するとともに、本年の交通事故死者数の全てが高齢者であるので、継続的な高齢者対策を推進することとしている。次に、「自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」関係では、鳥取警察署において、自転車安全利用推進リーダーとして委嘱した鳥取大学の学生とともに、鳥取大学の正門において通学する大学生に対し、自転車のマナーアップに関する広報を実施する予定としている。最後に、「飲酒運転の根絶」関係では、令和7年中の飲酒を伴う交通事故件数は56件で、本年も既に5月31日現在で24件発生しており、飲酒運転の検挙件数についても、令和7年の178件を前年と比較すると約100件増加しており、増加の大半は自転車の飲酒運転の検挙であった。よって、自転車を含めた運転者、同乗者、酒類提供者等に飲酒運転をしない、させない意識の高揚を図り、また、取締りを強化することとしている。

暑い最中の交通安全運動となることから、暑熱対策、受傷事故防止に配慮しながら活動を行っていく。

委員

子どもの死亡事故ゼロは必達である。夏の交通安全県民運動を実施される時期が夏休み前ということで、適切な時期となっており、運動重点項目に沿った取組を企画されている。特に、思いやり運転の実践ということで、思いやり運転がドライバーに広がれば、事故が減るのではないかと思う。自転車等利用時のヘルメット着用に関しても、命を守るための重要なものであり、自転車の交通違反に係る交通反則通告制度の周知、取締りと併せてヘルメット着用についても啓発をお願いしたい。飲酒運転の根絶に関して、飲酒運転をされる方は、近くだからとかちょっとだからで運転してしまうことが多いように感じる。県民に交通安全意識

が広まるよう、しっかりと取組をお願いする。

委員

引き続き高齢者対策等の課題があることから、対策を推進していてもらいたい。飲酒運転の根絶関係では、ドライバーに対する広報はもちろんのこと、酒類を提供する飲食店への広報チラシの掲示など、あらゆる面からの効果的な啓発をお願いする。

委員

夏は、夏休みや行楽により、子ども達の行動範囲が拡大したり、自転車の利用が増えるなど、他の季節とは違うリスクがあると感じた。従来の方法に加えて、観光施設や宿泊施設、道の駅など県外の方の目にも届く発信の工夫が必要であるとする。飲酒運転の根絶関係について、標語を活用していただいている。飲酒運転を根絶・撲滅するため、取組の強化をお願いする。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

令和8年度留置施設実地監査計画について

4 報告事項

- ・強盗被疑者の検挙
- ・重傷過失傷害、道路交通法違反被疑者の検挙

5 決裁

- ・警察署協議会委員の委嘱
- ・処分量定基準に関する規程の一部改正

・ 指定自動車教習所事務処理規程の一部改正

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。